

平成31年 3 月八戸市議会定例会

報 告 事 件

3 月市議会定例会に報告すべき事件

報告第 1 号	専決処分の報告について ----- （住民票誤交付に係る損害賠償の額を定めることの 専決処分）	3
報告第 2 号	専決処分の報告について ----- （自動車事故に係る損害賠償の額を定めることの専 決処分）	5
報告第 3 号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分）	7
報告第 4 号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分）	9

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

平成31年2月26日

八戸市長 小林 眞

理 由

平成29年8月2日に市民サービスセンターにおいて発生した住民票誤交付について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第38号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市民サービスセンターにおける住民票誤交付に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを
地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年12月20日

八戸市長 小 林 眞

- 1 金額 493,360円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

平成31年2月26日

八戸市長 小林 眞

理 由

平成30年11月20日に市庁敷地内において発生した自動車事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第39号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

自動車事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年12月21日

八戸市長 小 林 眞

- 1 金額 100,051円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

平成31年2月26日

八戸市長 小林 眞

理 由

平成30年10月28日に八戸市根城九丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第40号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道におけるマンホール周辺の路面の沈下による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年12月26日

八戸市長 小 林 眞

- 1 金額 99,771円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

平成31年2月26日

八戸市長 小林 眞

理 由

平成30年12月19日に八戸市大字新井田字塩入下の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第1号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成31年2月5日

八戸市長 小林 眞

- 1 金額 4,725円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。